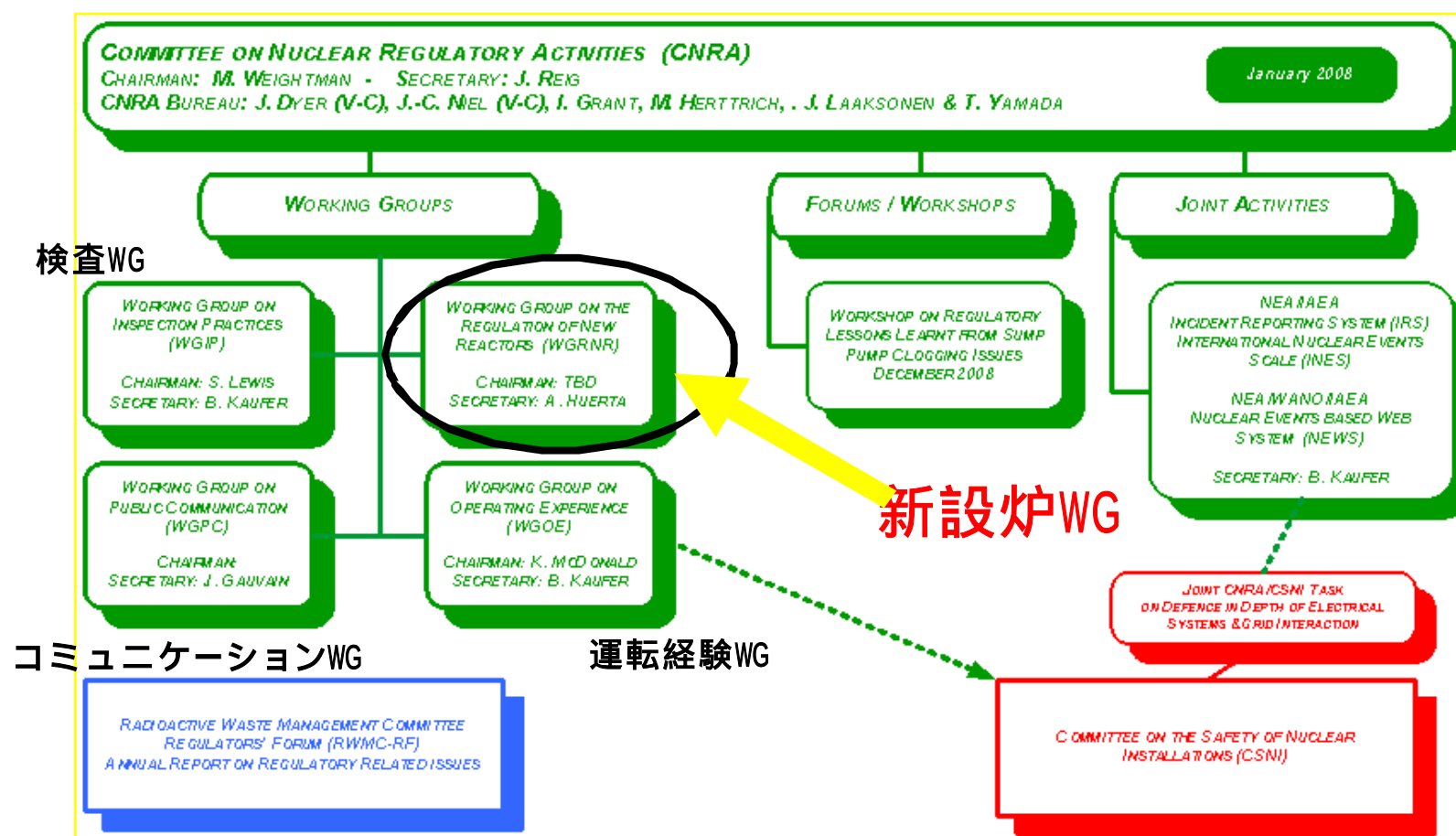


3 - (2) OECD/NEA

2007年12月・新設炉WGの発足 = WGRNR Working Group on the Regulation of new Reactor



3 - (2) OECD/NEA

新設炉WGの背景と目的



新設炉WGの背景

- 欧州標準型加圧水型原子炉（EPR）, AP1000, ESBWRなどの, 新型炉の設置が加速
- 多国間設計評価計画（MDEP）等による新型炉規制の国際活動が本格化
- 2007年12月のOECD/NEA/CNRAの年次会合で, 新設炉規制ワーキンググループの設置が決定。



会合の目的

- 新設炉の立地, 許認可, 検査に係る規制上の課題を検討
- OECD/NEA加盟国の新設炉の規制経験を共有
- OECD/NEA/CNRA, CSNI, MDEP等の活動との連携

3 - (2) OECD/NEA

新設炉WGの活動方針

● Task-1 : 建設経験

建設経験（検査）のトラブル事例，良好事例のデータベースを構築する

当面の活動



フランス，日本，フィンランドは，2-3の事例を提供。
米国NRC（スイス，スペイン支援）は，データベースのスキームを検討。

● Task-2 : 立地

地震，セキュリティを含めた立地の規制を調査して纏める（運転中，新設，廃炉を含む）。

当面の活動



カナダ，EC-JRC，チェコは，資料をまとめる。

参加国 （11カ国，3国際機関）

カナダ、チェコ、フィンランド、フランス、日本、スロバキア、スロベニア、スペイン、スイス、英国、米国 IAEA、EC-JRC、OECD、ハルデン研究炉、MDEP事務局

3・(2) OECD/NEAの原子力安全研究活動

原子力安全に関する大規模な研究の重複を避けて効率的に実施するために、OECD/NEA 加盟国と様々な国際研究協力を実施。近年では加盟国の安全研究予算の減少を反映して、原子力安全研究に関する実験施設の国際共同運営等も実施。

協力名称	協力の内容	協力の期間
ハルデン計画	ノルウェーのハルデン炉における高燃焼燃料及び MOX 燃料の照射試験、炉心構造物の照射透過率力調査等（IASCC）研究、マンマシンインターフェース研究。独日本原子力研究開発機構が参加。	2003年（平成15年） ～2008年（平成20年）12月
MASCA 計画	シビアアクシデント時の溶融炉心が圧力容器下部に落下した際、炉心溶融プールの流動化や TP 分布などの化学的現象、それによる熱伝達への影響を把握。独原子力安全基盤機構が参加。	2003年（平成15年） ～2006年（平成18年） （フェーズⅡ）
SFTH 計画	事故防止と緩和に係る試験研究で、PWR 一次冷却材喪失時の炉素希釈試験及び格納容器内の水蒸気と非凝縮ガスの挙動試験からなる。独原子力安全基盤機構が参加。	2002年（平成14年） ～2005年（平成17年）
PKL 計画	一次冷却系のアクシデントマネジメントに係わる小 LOCA 時のボロン希釈、ミッドループ運転時の残留熱除去失敗時のボロン希釈挙動の解明実験。独原子力安全基盤機構が参加。	2004年（平成16年） ～2006年（平成18年）
MOCCI 計画	シビアアクシデント時アプリとコンクリートの相互作用に関する試験。独原子力安全基盤機構が参加。	2002年（平成14年） ～2006年（平成17年）
OPDE 計画	配管損傷事象に関する国際的なデータベースを構築し、原因の分析、経験のフィードバック等を実施。独原子力安全基盤機構が参加。	2005年（平成17年） ～2008年（平成20年）
ICDF 計画	国内のトラブルデータを分析評価して共通要因故障データを抽出し、データベースに登録すると共に、分析・評価等を行う。独原子力安全基盤機構が参加。	2005年（平成17年） ～2008年（平成20年）
IRRI 計画	火災 PSA（確率的な安全評価）で必要とする情報について、国際的なデータベースを作成するとともに、各国の火災事例等について分析。独原子力安全基盤機構が参加。	2006年（平成18年）11月 ～2008年（平成20年）12月
COMPSIS 計画	安全上、重要な計算機システムのハード及びソフトのトラブル情報の収集と蓄積。独原子力安全基盤機構が参加。	2005年（平成17年） ～2009年（平成21年）
ROSA 計画	独日本原子力研究開発機構の ROSA/LSTF 装置を利用して軽水炉事故時の熱水力安全性研究における新安全系の新しい安全評価手法に関する開発を実施。参加機関数13ヶ国・17機関。独日本原子力研究開発機構と独原子力安全基盤機構が参加。	2005年（平成17年）4月 ～2009年（平成21年）3月
PHSMI 計画	火災区画間の火災及び煙の伝ばについてのメカニズムを解明することを目的とした試験を実施。独原子力安全基盤機構が参加。	2006年（平成18年） ～2010年（平成22年）12月

3・(3) I N R A

2008年4月28日にINRAは新規原子炉建設国等に支援を行う意向を表明。

法令・規制体系の構築、権限、能力、資金、人材を持つ規制機関の設立等の必要性を指摘。



* INRA：国際原子力規制者会合
(International Nuclear Regulators ' Association)

原子力主要国（日、米、仏、英、加、独、西、瑞、韓）の規制機関トップ(我が国は安全委員長及び保安院長)がメンバー。原子力安全規制に関する情報交換を行う。2回／年開催

3・(3) I N R A

I N R Aメンバーによる独立な規制機関設置支援に関する表明について

2008年3月のI N R A会合での提案に基づき、主に新興国を対象とした独立な規制機関の設立に向けた支援を表明するステートメントを発行し、I A E Aにこれを送付。
(表明の概要)

- 気候変動問題への対応などから、原子力発電を持たない国を含む全世界的に原子力への関心が高まっており、同時に原子力の平和利用も強く要請されている。
- この観点から、原子力の平和利用の拡大は世界的に高いレベルの原子力安全を達成させ、その上で行うべき。これは国際協力の進展と現在及び将来の原子力保有国の不断の安全性向上と関連条約の義務履行へのコミットメントにより達成される。
- 2008年4月の安全条約検討会合にあたり、全ての国が以下の点をコミットする必要性を認識。
 - ・安全条約及び関連安全基準の要求を満足するような、核物質と核関連施設を管理するための法令及び規制上の枠組みを持つこと。
 - ・特に、高度の安全を確保するために必要な権限、財政・人的資源を有する独立した安全規制機関を設立すること。
 - ・外部からの要求から自由で専門的判断を下すことのできる独立規制機関であることを確保すること。政府と議会により制定された適切な法的枠組みと機能はそれを補強する。
 - ・効果的な安全規制システムと安全優先文化を構築すること。
- 全ての国に対し、かかる独立規制機関と安全文化の構築を要請するとともに、そのような努力を行っている国とそれらに関連する基準を作成している国際機関に対する支援を表明する。

3・(4) WENRA

WENRA (Western European Nuclear Regulators' Association)
西欧原子力規制者会議

1999年発足

欧州連合（EU）内で原子力施設を有している17ヵ国（ベルギー、ブルガリア、チェコ、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、イタリア、リトアニア、オランダ、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス）の原子力安全規制機関の代表で構成、

目的

- ・ ヨーロッパ連合内の原子力安全と規制に関する共通の対応
- ・ 連合への候補国の原子力安全と規制問題に関し、ヨーロッパ連合独自に検討
- ・ 加盟候補国の原子力安全はEUの拡大過程の枠組みの中で大きな問題、候補国政府やヨーロッパ連合の機関に技術的な援助を提供することはメンバー国の義務（特にブルガリア、チェコ、ハンガリー、リトアニア、ルーマニア、スロバキアについて）

4 - (1) 米国

NRC戦略計画(Strategic Plan)の背景

- NRCは、1993年の政府パフォーマンス成果法等により、目標を設定し、この目標に沿って年度予算を設定、年度終了後に会計報告と共に目標の達成度（パフォーマンス）を評価することが求められている。
- NRCの戦略計画はこの要求に応えるために策定されており、社会環境等の変化を反映するため定期的に内容が見直される方針であり、今年2月に最新の「**2008-2013会計年度戦略計画**」が発表された。

4 - (1) 米国

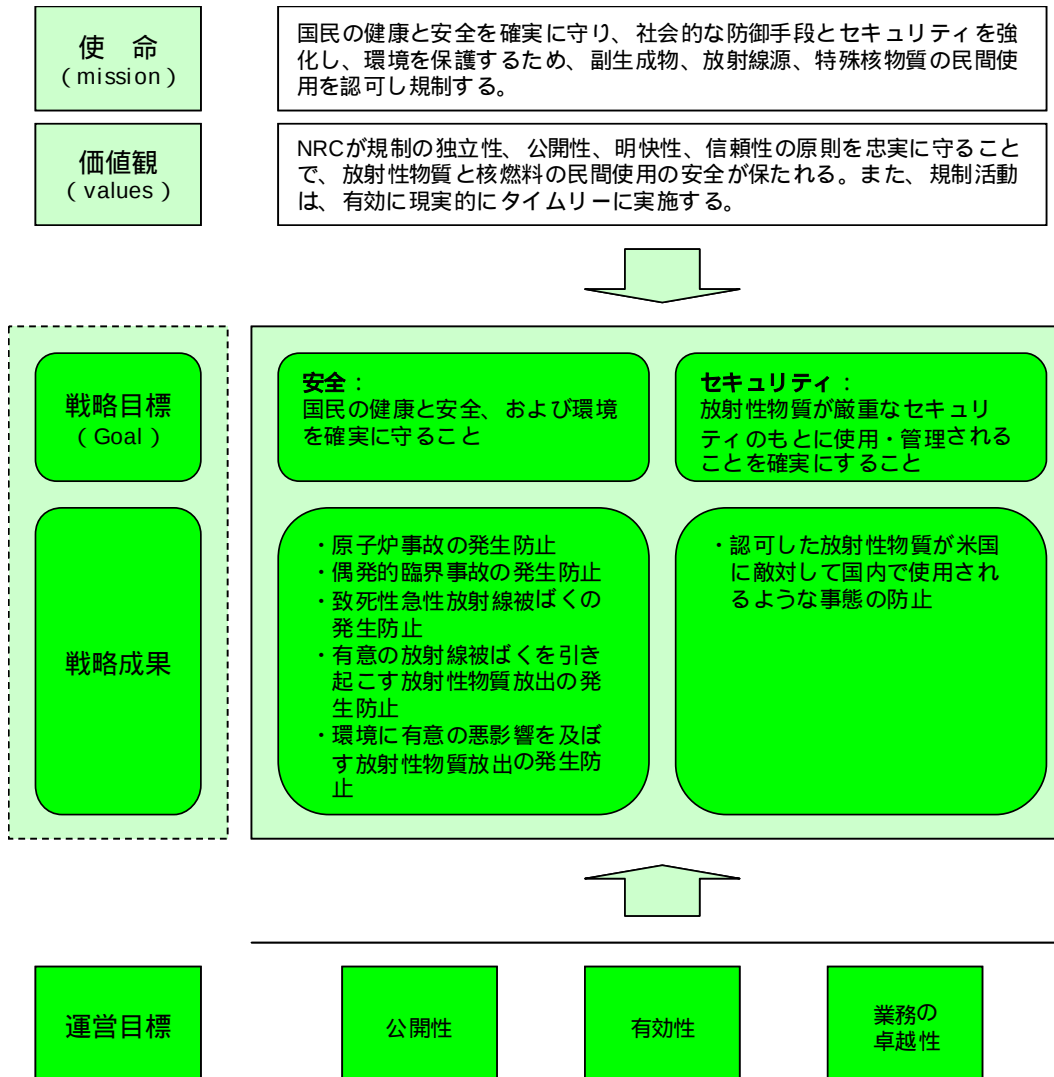
「2008-2013会計年度戦略計画」の特徴

(大きく変化する状況下での安定した規制機関)

- 新規プラントのCOL申請や高レベル放射性廃棄物の処分場申請などが予定されており、NRCは新しい任務に備えつつある。しかし、NRCの優先事項は常に変わらず、**国民の健康と安全、および環境を確実に守り、社会的な防御手段とセキュリティを強化**することである。
- 「安全」と「セキュリティ」の確保はNRCの中心的役割であり、戦略計画の目標と戦略的成果はこの役割を基本として策定されている。**「安全」と「セキュリティ」**に焦点を絞ることで、NRCが**強く、自主独立し、安定した、また信頼できる規制機関**であり続けることができる。
- 上記2つの戦略目標の実現手段として、NRCの組織の卓越性を達成するための組織運営目標である「**公開性、有効性、卓越した業務遂行**」を設定している。
- 「**卓越した業務遂行**」では、**情報管理、知識管理、人的資源**等に言及。

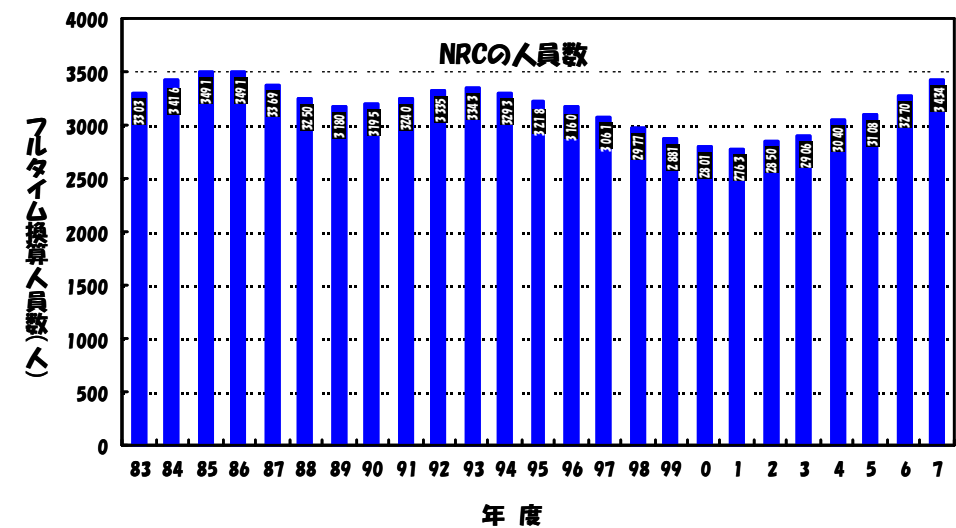
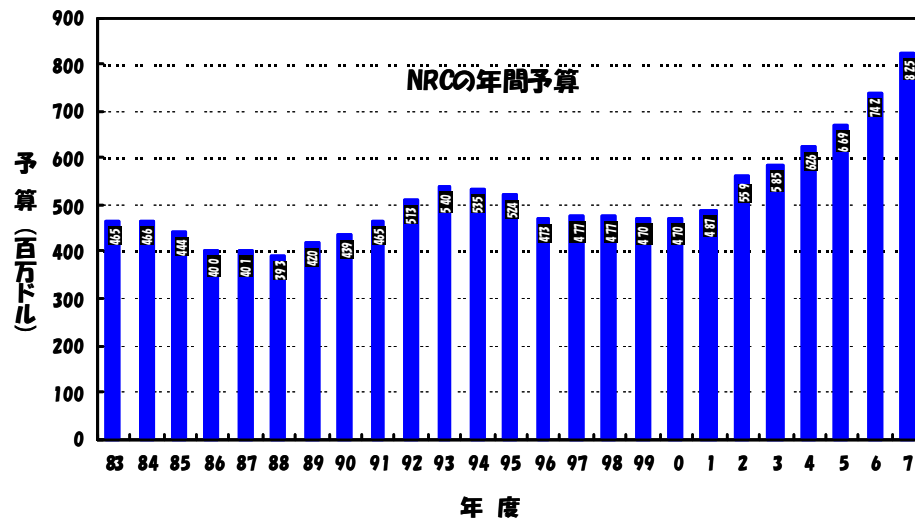
4 - (1) 米国

2008-2013会計年度戦略計画



4 - (1) 米国

NRCの人材及び資金的対応



新規プラントへのNRCの対応；新規原子炉の許認可、検査に携わるスタッフを増員、新規原子炉局（NRO）を新設（2008年5月現在425名）
 事務所スペース、新しい情報・プロジェクト管理ツールに多額の投資
 過去数年間、新規原子炉の許認可プロセスの効率化に取り組み。

4 - (1) 米国

米国におけるリスクインフォームド規制

- 1 . PSAに基づく知見
- 2 . 豊富な運転経験
- 3 . 多様な専門家による工学的判断

メンテナンスルールへの取り込み

原子炉監督プロセス (ROP) の整備

リスク情報を活用したSSC分類の見直し

検査 / 試験の範囲・頻度の重点指向

許認可ベースの変更向けガイダンス類

R.G.1.174 全般的な基準

R.G.1.175 RI-IST (供用期間中試験)

R.G.1.176 グレード別品質保証

R.G.1.177 T-Spec

R.G.1.178 RI-ISI (供用期間中検査)

規制側：合理的な判断基準の制定

事業者：合理的な検査方法の策定

4 - (1) 米国

原子炉監督プロセス（ROP: Reactor Oversight Process）の概要

原子力発電所のパフォーマンス評価のために、従来実施してきた複数のプログラムを統合パフォーマンス指標（PI）及び検査の知見から規制対応を判断する「包括的な原子力発電所の監督プロセス」（ROP）を2000年4月から開始

ROP採用の背後にあった原動力

- － “再創造する政府（reinventing government）” プロセスの一環としてのNRC自身による規制プログラムの根本的な見直し
- － 公衆グループ、原子力産業界、議会からのNRCに対する不満
- － 産業界内での努力とNRCの規制上の監督がうまく連繋の結果→
米国原子力発電所の安全性及び信頼性は1980年代及び1990年代初頭以降劇的に改善した
- － しかし従来の検査、評価、強制措置のプロセスは必ずしも最も安全上重要の問題に焦点を当てたものとはなっていなかったと反省。冗長・非効率・過度に主観的・予測不可能

4 - (1) 米国

1 . インドとの原子力協定

- ・ 2005年7月、米大統領と印首相との共同声明が発表、グローバル・パートナーシップについて合意、インドのエネルギーセキュリティ確立に向けた協力
- ・ 2006年12月、米印平和的原子力利用協力法制定 (NPT非加盟国との協力を禁止する原子力法を改定)
- ・ 2007年7月2日、米印原子力平和利用協力協定 (「原子力協力協定」) の交渉に合意。原子炉及び核燃料サイクルの範囲内で協力し、米は印へ核燃料供給を保証。
- ・ 「原子力協力協定」成立のための要件 ;
 - (a) インドとIAEAの間で保障措置協定の交渉を進めること
 - (b) インドとの民生原子力取引に対しNSGメンバー45ヶ国からの支持の取付
- ・ シン首相の政権を支持するインド共産党など左翼政党4党強硬反対。インドの主権を侵害しインドを米国の影響下に置くもの
- ・ 最近連立外政党の支援により新たな動きあり

4 - (1) 米国

2 . アルジェリアと原子力協定

- アルジェリアと、原子力に関するより緊密な協力協定を来月にも締結する予定 (* 2基の実験炉あり (中国製 = 3,000 Kw 及びアルゼンチン = 15,000kW))
- 共同プログラムを含む商用原子力の分野での様々なやり取りを提供
「両国は、経験やデータの共有、技術者や専門家の相互訪問、共同プログラムの実施に向けて努力」
- 米国からの訪問団が6月にアルジェリアの原子力開発センターを訪問予定。アルジェリア側の専門家がその後、米国を訪問予定。

4 - (1) 米国

3 . ベトナムとの協力協定

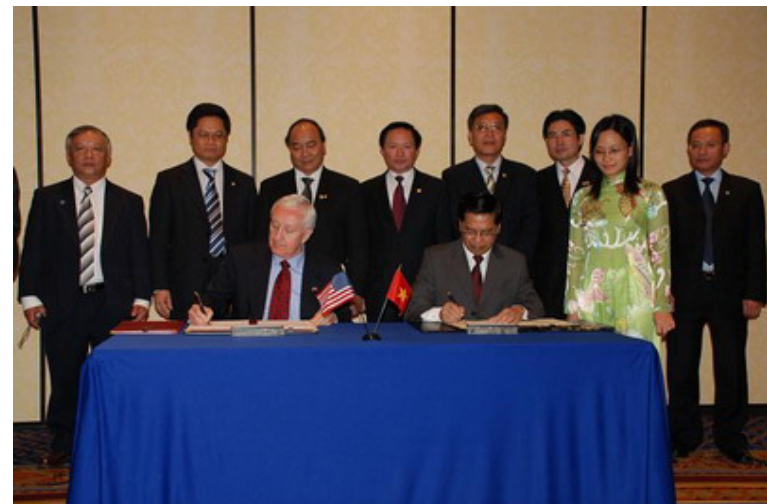
米 NRC Dale Klein委員長 vs. 越 VARANSAC Ngô Đăng Nhân 総裁
技術情報交換と原子力安全に関する協力協定（2008年6月）

（原子力安全規制に関する技術情報の交換、環境への原子炉災害の影響）

（研修に招請、米国原子炉の検査に参加）

ベトナム国会が最近批准した原子
力法に規定する安全・セキュリ
ティーを実施できる様VARANSACを
支援しようとするもの

(注) VARANSAC: Vietnam Agency for
Radiation and Nuclear Safety and Control



4 - (1) 米国

4 . 中国との原子力協力

- (1) 1981年10月17日、米国と中国は「科学技術協力議定書」締結、
約5年毎に更新
- (2) 2007年5月23日に米国原子力規制委員会(NRC)は中国国家核安全局
(NNSA/China)とAP1000型原子炉の安全性に関する協力覚書を締結。
 - NRCとNNSAがAP1000技術協力監督用の中・米原子力安全協力フォーラムを
設立
 - NRCとNNSAが規制諸活動・規格基準関連情報交換を継続
- (3) 2008年1月8日、NRCとNNSAは共同で中・米原子力安全協力フォーラム開催
 - 中国でのAP-1000プロジェクト安全建設を進めていく中で協力・原子力安全
の監督・管理の経験と成果を共有、AP-1000原子力発電プラントの中国での
安全運転と建設を確保すること等を事業者・ベンダーを含め声明

4 - (1) 米国

5 . NRCの知識管理 (Knowledge Management) プログラムの概要 1/4

2005年10月のNRC上級管理者会合で、将来に向けた知識管理プログラムが議題とされた。NRC内では従来から知識管理活動が行われているが、NRCの意思決定に関わる内外の情報量が増加していること、今後退職者が大量に出ること、新人が増加することなどを踏まえ、この会合でNRCの体系的な知識管理プログラムの必要性が確認され、次の2つの重要な結論が得られた。

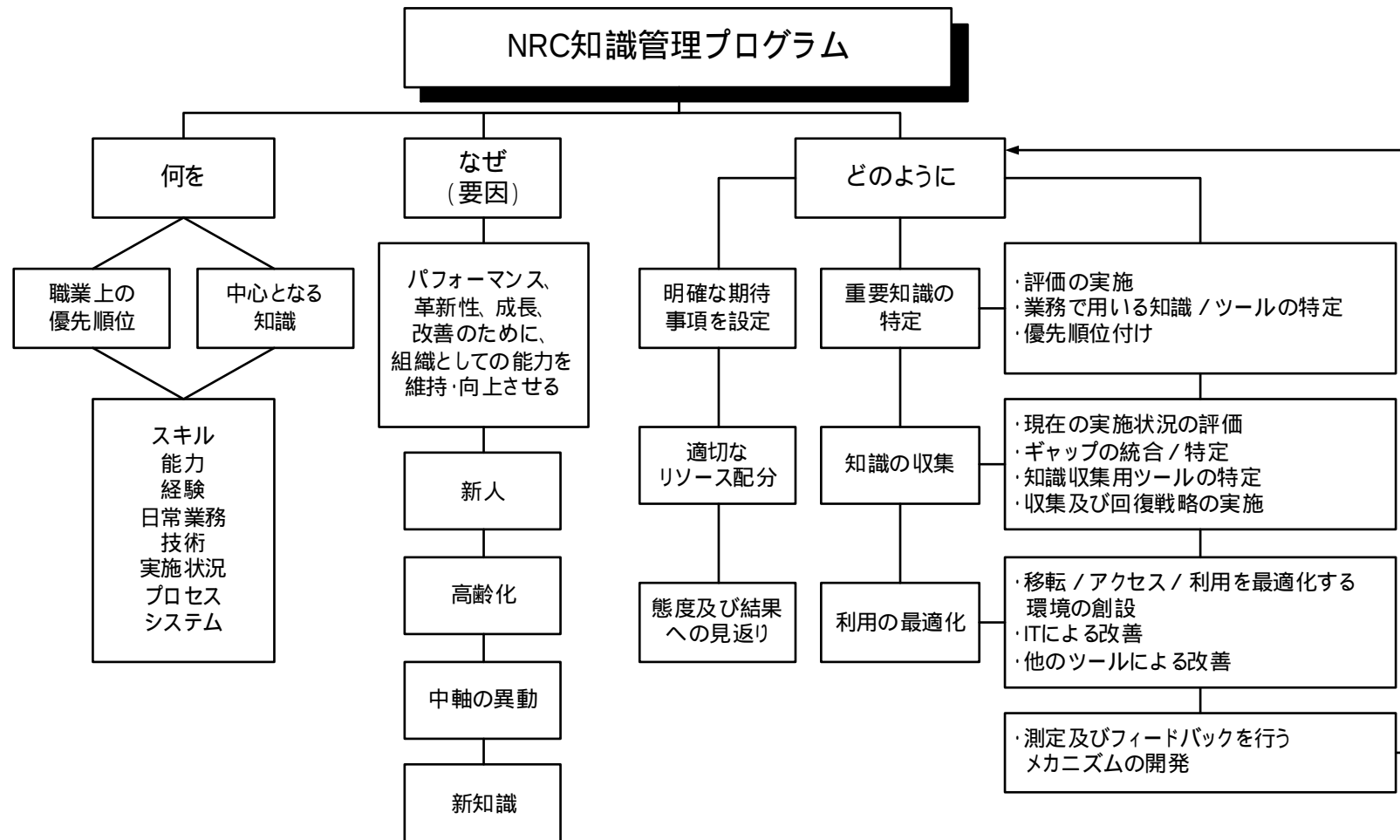
(1) “知識管理”の具体的な定義を、「業務をより良く達成する為に、情報を特定し、収集し、及び利用する、継続的で統制のとれたタイムリーなプロセス」とした。

(2) 現行の知識管理活動を統合・発展させる為に必要なアクション項目を決定した。

2006年後半には、NRCの知識管理を統括する組織として知識管理運営委員会が組織された。同委員会は知識管理活動のリーダーシップを取り、知識管理プロジェクトの特定、開発、導入及び実施を継続的に行う。知識管理運営委員会は、2007会計年度から正式にNRCの知識管理活動の監視及び監督を開始した。なお、2007年初めに、NRCの知識管理調整官及び知識管理運営委員会へのアドバイザーとして、知識管理の専門家を1名採用している。NRCの知識管理プログラムの枠組みを以下に示す。

4 - (1) 米国

5 . NRCの知識管理 (Knowledge Management) プログラムの概要 2/4



4 - (1) 米国

5 . NRCの知識管理 (Knowledge Management) プログラムの概要 3/4

知識管理プログラムには、NRC内部の知識を維持するためのイニシアチブとして以下の4カテゴリーが設定されており、2006～2008会計年度の活動に対してリソースが割り当てられている。2008会計年度の予算規模は、16.30 Full Time Equivalent (人・年に相当)。

(注記)米国の会計年度は、前年の10月～当該年の9月。

4 - (1) 米国

5 . NRCの知識管理 (Knowledge Management) プログラムの概要 4/4

カテゴリー	機能・目標		現実施内容及び要強化内容
1.人材プロセス、政策及び実行計画	・ NRCのスキル及び知識ベースの評価		- 戦略的要員計画 (Strategic Workforce Plan)立案
	・ キャリア開発及び継承計画立案プロセス		- 継承計画立案 - 個人の育成計画
	・ 職員離職引止め文化の構築		- 職員離職引止め文化の促進と監視
	・ 高齢職員雇用維持政策		- 待遇維持及び二重報酬制限（同じポジションに2名の採用を禁止）の撤廃
	・ リクルート・プロセスの改革		- 目標を明確にしたリクルート
2.知識共有	形式知	・ 文書化	- プロセスの体系化及び文書化
		・ インタビュー及びビデオテープ録画	- 知識を記録する為のインタビュー
		・ 訓練	- 公式の訓練、資格及び育成プログラム - 訓練コース及び技術的セミナー - 知識管理概観訓練
	暗黙知	・ 口頭による継承	- 実体験の口頭披露
		・ 指導	- 指導員制度 - スキル指導プログラム - 交代要員の早期雇用 - ローテーション、選抜及び交換人事 - チームワーク
		・ 措置後の評価	- NRC教訓反映プログラム
		・ 専門家コミュニティ	- 専門家コミュニティ（プロジェクト・チーム、作業グループ等）
3.知識回復	・ 退職者の効果的な利用		- 二重報酬制限の撤廃
	・ 外部委託（アウトソーシング）		- サポート契約
	・ 知識の再生		- 喪失知識の再生
4.知識の取得、保存及び共有用ITアプリ	・ 従業員の結び付け		- オンライン情報共有
	・ 学習の促進		- eラーニング（コンピューター・ベースの訓練）の拡張

4 - (2) 欧州 / フランス

原子力の透明性及び安全に関する法律

2006年6月13日付法律；通称「TSN法」、関連する適用政令15件を制定中（10件は制定済み）

1) 新ASNの発足

従来、産業省、環境省、厚生省の共同管轄下にあったフランス原子力安全当局（ASN）は2006年政府から切り離された組織に改組され、2007年1月正式発足

旧ASNのラコスト局長を新ASNのトップに任命、委員会の委員5名（ラコスト氏を含む）が任命

新ASNの基本政策は合議体において決定

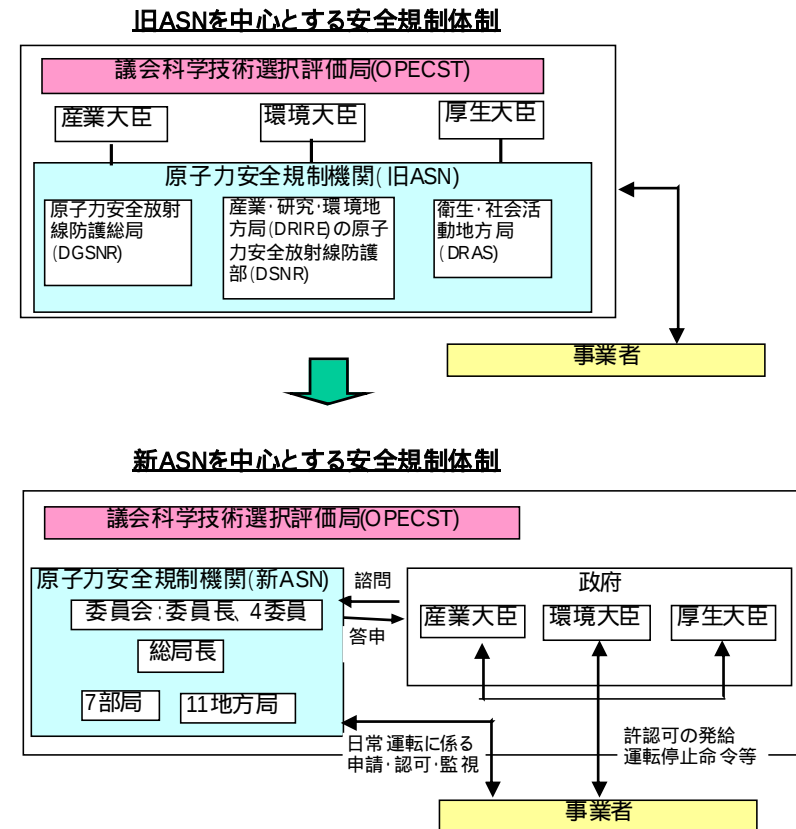
中央局、7つの部局、11の地方局で構成

2) 情報開示の促進

従来の許認可手続きより、情報提供に関する規定が拡充

- ・ 設置許可手続き期間中に予備的安全解析書を一般の閲覧
- ・ 廃止措置許可手続きにおいても公衆意見調査を実施
- ・ 地域情報委員会（CLI）の意見請求

原子力安全情報開示高等委員会(HCTISN)の設置



4 - (2) 欧州 / フランス

1 . フランスが最近結んでいる原子力協力協定

- 2004年 ベトナム
- 2007年 リビア、アルジェリア
- 2008年 UAE、チュニジア、カタール
- 今後 モロッコ、ヨルダン 等

サルコジ大統領の地中海諸国向け活動

2 . 原子力安全機関（ASN）の声明

2008年6月、海外の新規原子力発電所の安全確保について見解を表明

ASNは、原子力新興国における既存の、或いはこれからできるであろう規制当局の活動に対して、援助の申し出があれば、支援する用意あり。法規制体制の構築、人材育成、原子炉の監督、安全報告書の審査、現場の検査及び運転が対象。

ASNは、ASNがフランスにおいて経験を持っている技術を利用する国と優先的に協力する。

4 - (2) 欧州 / フランス

3 . フランス国際原子力支援機構 (AFNI : Agence France Nucleaire International)

設立日 : 2008年5月9日

代表者 : フィリップ・パリエ

目的 : 新規原子力発電導入国に対し、仏国内専門的能力を結集。建設プロジェクト開始までの期間を、相手国との契約により支援。

組織 : 仏原子力庁の外部組織。関係機関からの代表者による運営委員会。

本部員 (5 名) + 国別担当 (数名)

関係機関 : 外務省等関連省庁、ASN、IRSN(Institute for Radioprotection and Nuclear Safety)、ANDRA(Nuclear Waste Management Agency)

協力機関 : EdF、AREVA等の原子力産業界

活動対象国 : アフリカ、中東 (UAEとは契約済み)、アジア、南米

最近の活動 : 2008年5月ベトナム・ミッション

4 . アジア途上国への活動 (例 : 対ベトナム活動)

安全解析コード提供

セミナー、ワークショップ開催 (原子力法、NPP建設)

研修生受入 等

4 - (3) 欧州 / フィンランド

フィンランドの規制戦略

- ・ 国際的規制共通化に積極的に参加（WENRA, MDEP等）
- ・ Olkiluoto 3 許認可を厳格に遂行
安全上重要な設計特性については自ら確証検査も詳細に実施

4 - (4) 欧州

RISKAUDIT

1992年、仏TSOであるIPSN(現在のIRSN)と独TSOであるGRSが共同出資して設立した東欧支援のための非営利組織。

主な目的:

原子力等の技術的リスクに対する人間と環境防護の分野においてGRSとIRSNが実施する共同事業(調査、研究、専門家派遣)の展開。

公的及び民間顧客の潜在的なニーズの掘り起し、これらのニーズへの対応としてIRSNとGRSが共同して、個別の事業形成。

IRSNとGRSや他のTSOの技術でこれらの事業を運営し、プロジェクト管理。

主な活動:

中東欧諸国の安全規制機関及びTSOに対する技術支援

西欧の規制(方法論とツール)の中東欧諸国への移転

Tacis予算による中東欧諸国の安全性向上プロジェクトの評価における安全規制機関の支援

EU内でのTSO協力及びEU TSOと中東欧TSOとの協力を通じた安全への取り組みの共有

顧客:

欧州委員会

欧州復興開発銀行

リトアニア、チェコ、ブルガリア、ルーマニア政府

その他(例; 米、仏の公的、民間機関)

4 - (5) 欧米 / 規制機関でのClearing House 1/2

原子力設備の運転経験反映活動(事故・故障の再発防止、教訓事項や良好事例の反映等)を進めるために、米国・欧州においていわゆるクリアリングハウス(Clearing House)が設立されたり準備段階にある。

1.NRC Clearing House

a. 運転経験(OpE)情報を組織的にレビューし、重要度を評価し、関係者で情報を共有し、教訓事項を規制に生かすというNRCのOpEプログラム(LIC-401)の、中核を担う組織としてClearing Houseが原子炉規制局(NRR)内に2005年1月に設立。

b.主要業務内容

国内外の運転経験情報を収集・蓄積し、スクリーニングを行って、更に検討が必要なものを選び出し、それらを担当部門に送付して、その検討状況をフォロー。検討の成果を一般大衆も含めて、関係先に送付。

運転経験(OpE)情報を収集、保管、検索機能付与

OpE情報のスクリーニング

OpE情報の関係者への提供や評価用配布

OpE情報の傾向、再発事象、安全上重要事項を特定する評価を行い、以降の処置へと繋げる。

4 - (5) 欧米 / 規制機関でのClearing House 2/2

2. EUのClearing House

NRCのClearing House設立に触発を受けて、現在、設立に向けて準備中。
STUKのLaaksonen長官が、2006年6月と11月の西欧原子力規制当局連合(WENRA: Western European Nuclear Regulators' Association)で、EUのClearinghouseを、オランダPettenのEC-Joint Research Center-Institute for Energyに設立することを提案。

3. TSO3カ国の運転経験フィードバックシステム

EUのClearing House構想に先立って、2006年5月に、仏IRSN、独GRS、ベルギーAVNの3つのTSO機関が、European TSO Network構築に向けたMoUに合意。

4 - (6) 韓国

1 . 韓国の原子力協力方針概要

- ・ これまでに22ヶ国と原子力協力協定を締結、別の6ヶ国と原子力安全協力協定を締結。これをベースに原子力分野での協力を展開中。
- ・ 知識經濟部と外交部の両部は2007年に原子力発電先進国（米国、ロシア等）及び原子力発電新規導入国（ベトナム、インドネシア等。輸出対象国）について、各国の特性にあった協力をする連携型交渉戦略を議論するワークショップを開催、両部間の協力ネットワークを構築。
- ・ 多様な国際協力チャンネル(IAEA、OECD/NEA等)の活用

4 - (6) 韓国

2 . 韓国国際協力団の研修生招請事業

- ・ 韓国国際協力団(KOICA)は韓国原子力研究院、IAEAと共同で、アジア・中東・アフリカの開発途上国に原子力技術自立を達成するまでの政策、技術、経験等に関する専門家の講義と討論等を内容とした国際研修課程を実施。
- ・ これまで20ヶ国余りの開発途上国の原子力専門家330人余りに実施

3 . 国際原子力安全学校 (INSS)

- ・ 2008年 1 月にIAEAアジア地域訓練センター」の機能を果たすとする原子力安全協力協定をIAEAと締結し、スタート。
- ・ 最新のITベースの学習設備を整備、講義・訓練を行う他、IAEAの原子力安全セキュリティプログラムも支援。
- ・ NSS時代の国際研修生は、インドネシア、ベトナム、中国、カザフスタン、ルーマニア等、3年間で11カ国132名

